



2 家電リサイクル法とは

家庭から出される粗大ごみのうち、家電製品が約半分を占めていました。これまで、そのほとんどが市町村によって回収され、埋め立て処分されていました。しかし、家電製品にはリサイクル可能な貴重な資源が多く含まれていることから、家電製品のごみの減量とリサイクルの推進のため「家電リサイクル法」が作られました。

対象となる家電製品

テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、洗濯機
衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン

関係者の役割

消費者：家電小売店舗への引き渡し、リサイクル料金の支払い。

家電小売店舗：過去に販売した対象製品・買替えの際に引取りを求められた対象製品の引き取り、製造業者及び輸入業者への引き渡し。

製造業者：過去に製造・輸入した対象製品の引き取り、再商品化。リサイクル料金の公表

リサイクルの流れ

